

町税の減免、猶予、申告・納付などの期限の延長

【町税の減免】

① 町県民税（住民税）の減免について

地震による被害の程度と令和4年分の合計所得金額により、町県民税が減免されます。減免される割合は、右表の通りです。減免を受けるための申請は不要です。

<減免の対象となる町県民税>

令和5年度の町県民税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

■町県民税（住民税）

合計所得金額	損害の程度 り災証明書に基づく 「全壊」	り災証明書に基づく 「大規模半壊」 「中規模半壊」 「半壊」
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え 750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え 1,000万円以下	4分の1	8分の1

② 固定資産税の減免について

地震による被害により、固定資産税が減免されます。減免される割合は、各表の通りです。減免を受けるためには、申請が必要ですが、家屋については不要です。

<減免の対象となる固定資産税>

令和5年度の固定資産税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

<申請に必要なもの>

- ・減免申請書（土地・償却資産のみ）

■固定資産税（土地）

被害の程度	減免の割合
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の8以上	全部
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満	10分の8
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満	10分の6
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満	10分の4

■固定資産税（家屋）

被害の程度	り災証明書判定区分	減免の割合
災害などにより家屋の原形をとどめないとき または復旧不能のとき	全壊	全部
家屋の主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修繕を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	大規模半壊	10分の8
家屋の屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	中規模半壊	10分の6
家屋の下壁、畳などに損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修繕または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	半壊	10分の4

■固定資産税（償却資産）

被害の程度	減免の割合
全壊であるとき	全部
価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

③ 国民健康保険税の減免について

地震による被害により、国民健康保険税が減免されます。減免される割合は、右表の通りです。減免を受けるための申請は不要です。

<減免の対象となる国民健康保険税>

令和5年度の国民健康保険税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの



←この他に、減免が受けられる要件があります。
詳しくは町ホームページを確認してください。

■国民健康保険税

被害の程度	減免の割合
り災証明書に基づく「全壊」	全部
り災証明書に基づく「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」	2分の1

公的年金からの国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

志賀町では、町税の納付・納入の期限を一括して延長します。これに伴い、国民健康保険税を特別徴収の方法で納付していて、特別な理由がある人は、普通徴収の方法による納付への変更が可能です。特別徴収（年金天引き）ではなく、普通徴収の方法による納付を希望する場合は、申請が必要です。

【徴収の猶予】

令和6年能登半島地震による被害を受け、町税を一時に納付することができない場合は、猶予制度がありますので、税務課に相談してください。（徴収の猶予：地方税法第15条）

<猶予が認められた場合>

- ・1年を限度に町税の徴収が猶予されます。
- ・徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

【申告・納付などの期限の延長】

町税に関する申告、申請、請求その他の書類の提出または納付・納入の期限を一括して延長します。

<対象となる納税者>

- 石川県・富山県に住所を有する個人
- 石川県・富山県に主たる事務所もしくは事業所を置く法人

<対象となる手続き>

令和6年1月1日以降に期限が到来する、地方税法または志賀町税条例に基づき志賀町に対して行う申告・納付に関する手続き（審査請求に関する手続きを除く）の期限を延長します。個別の申請は不要です。

なお、口座振替、年金特別徴収（年金天引き）の方法による納付は、納税通知書に記載のとおり振替、特別徴収を行います。

<延長後の期限>

申告・納付などの期限をいつまで延長にするかは、今後被災者の状況などを踏まえ、後日お知らせします。



<個別の申請に基づく期限延長について>

石川県・富山県以外に住所を有する個人または主たる事務所もしくは事業所を置く法人であっても、この度の地震の影響により、期限までに町税の申告・納付ができない場合には、申告・納付ができない理由が止んだ日から2カ月以内に申請することで、申告・納付などの期限の延長を受けることができます。

問い合わせ

資産税担当 ☎ 32-9141 [固定資産税]

税務課

住民税担当 ☎ 32-9142 [個人町県民税、法人町民税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、たばこ税、入湯税]

納税担当 ☎ 32-9143 [町税の納付および納入の期限の延長、町税の口座振替]

国民年金保険料

国民年金保険料について、被災し、住宅、家財その他の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた人を対象に保険料の全額が免除される制度があります。



■免除期間 令和5年11月～令和8年6月分

☎七尾年金事務所 ☎ 0767-53-6511

図書館の再開

志賀町立図書館と富来図書館は、地震で臨時休館していましたが、両館とも、2月1日(土)から再開しました。

【開館時間】 平日:9:30～18:00 (土・日・祝は17:00まで)

☎志賀町立図書館 ☎ 32-1740 (月曜日は休館日)

☎志賀町立富来図書館 ☎ 42-2777 (月曜日は休館日)

コミュニティバスの運行

■運行開始日

令和6年2月1日(土)

■運賃

令和6年3月31日(土)までの間は無料

■道路事情により乗降できないバス停

土田東回り線	清水今江、清水今江集会所
土田西回り線	小山、梨谷小山集会所、梨谷小山橋
堀松・上熊野線	米町集会所
稗造線	楚和、灯、入釜、下鶴野屋、上鶴野屋、鶴野屋、切留
熊野線	七海、生神、牛下、荒屋日下田、中山
福浦線	七海、生神海岸、牛下

※その他のバス停については、乗降可能ですが、道路事情などにより乗降できない場合や大幅な遅延が生じる場合がありますのでご了承ください。

■運行状況に関して

☎(株)高浜タクシー ☎ 32-0175 (志賀地域)

☎(有)能登金剛交通 ☎ 42-1144 (富来地域)

後期高齢者医療・介護保険保険料

後期高齢者医療・介護保険の保険料について、被災し、住宅などに損害を受けた被保険者の人を対象に損害程度や世帯の所得状況に応じて保険料が免除される制度があります。



後期高齢者医療保険



介護保険

☎住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

☎健康福祉課 介護支援担当 ☎ 32-9132

医療保険・介護保険加入者へ

今回の地震で被災された人は、医療保険・介護保険の加入者であれば、医療機関を受診、介護サービスを利用された場合にも、支払いが猶予・免除されます。(後で、一部負担金免除申請が必要です)

【対象者】

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
※医療機関の窓口で災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

上記の(1)～(5)のいずれかに該当する人が対象。

【期間】

令和6年4月末まで

(今後の状況によって延長される場合あり)

【医療機関で受診する際の留意事項】

- ・上記の要件に該当することを医療機関に伝えてください。
- ・保険証などが無い場合は、氏名、生年月日、住所、連絡先、勤務する事業所などを医療機関へ伝えてください。

※上記の(1)～(5)の要件に該当しない場合は、後日一部負担金について返還を求める場合があります。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

☎住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の加入者は、各加入保険者にお問い合わせください。

【介護サービスに関すること】

☎健康福祉課 介護支援担当 ☎ 32-9132

被災住宅の補修や再建の相談

被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設しています。補修などの必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいのダイヤル】（平日 10:00～17:00）
☎ 0570-016-100 または ☎ 03-3556-5147

ペットに関する困り事相談窓口

家族の一員であるペットを守ることは、被災した飼い主の健康を守ることにもつながります。また、ペットを適切に取り扱うことは、他の被災者とのトラブルを防ぐ上でも重要です。

迷い犬、迷い猫の情報（石川県 HP）はこちら→



【ペットの健康相談・一時預かり相談はこちら】

📍 令和6年能登半島地震動物対策本部
☎ 076-213-5788（10:00～16:00）

📍 能登中部保健福祉センター
☎ 0767-53-6893（9:00～17:00）

古い文書や美術品など すぐに処分しないでください

震災で家庭や地域の古い文書や美術品などにも被害が出ていますが、かけがえのない歴史的財産を将来に守り伝えるため、保全にご協力をお願いします。

1. 古文書、書籍、地図、写真・アルバム、掛け軸、額装品、美術・工芸品、民具は、土砂を払えば復元可能な場合が多いので、安易に捨てないようお願いいたします。
2. 箱がつぶれた場合は、新しい箱に入れ替えてください。もとの場所へ戻せない場合は、取りあえず湿気を防げる場所に容器に移してください。
3. 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干ししてください。ページとページが、くっつかないように、新聞紙や障子紙など吸湿性の高い紙をはさみ込むと効果的です。（水洗いや濡れたままビニール袋などに長時間入れることはしないでください。）

○ 絵画、掛け軸、陶器などの美術工芸品
… 📍 石川県立美術館 ☎ 076-231-7580

○ 古文書、古い美術品類、生活用具など
… 📍 石川県立歴史博物館 ☎ 076-262-3236

📍 生涯学習課 ☎ 32-9350

道路の補修・除雪作業

地震により町内の至るところで道路の陥没や段差などが発生しています。

地盤が緩んでおり、新たな陥没や段差が発生する恐れがあるため、運転の際には路面状況に十分注意してください。

現在、通行確保のため、緊急度の高い箇所から応急的に作業を進めていますが、道路の本復旧までは、時間がかかりますのでご理解をお願いします。

除雪についても、道路の路面状況が悪く除雪車での作業が困難な状況となっており、十分な除雪ができない場合があります。また消雪施設についても、現在、正常に稼働しない箇所もありますので、降雪時の不要不急の外出は控えるなど、ご協力をお願いします。

📍 まち整備課 ☎ 32-9250

断水による無料温浴施設

■ 温浴施設【町民対象】

当面の間、3箇所では浴場を開設しています。

- ① アクアパーク シ・オン（10:00～21:00）
※ 2月4日(日)～2月10日(土)までの間、復旧工事で休館。
- ② 富来B&G海洋センター仮設浴場（14:00～20:00）
- ③ 熊野交流センター仮設浴場（14:00～21:30）

※②③は、自衛隊による仮設浴場です。

※天候により休止する場合があります。

こころの悩みや健康相談

こころの悩みや健康に関する相談ダイヤルです。

名称	電話番号
石川県こころの健康センター (金沢市鞍月東2-6) 受付時間：平日8:30～17:15	076-238-5750
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) (受付時間：24時間、365日)	076-237-2700 (平日9:00～17:00)
受付時間：平日17:00～翌9:00 (土・日・祝0:00～24:00)	0570-783-780
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338